

岩手県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により指定した不在者投票ができる病院等の名称及び所在地について、次のとおり変更があった。

平成30年10月9日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称		所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
老人ホーム	洋野町立特別養護老人ホームうなばら荘	特別養護老人ホーム希望	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	九戸郡洋野町種市第23地割81番地6	平成30年5月29日